

～ 厚生労働大臣の定める掲示事項 ～

1. 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて治療を行っている保険医療機関です。
2. 当院では
  - 一般病棟では地域一般入院料3を算定しており、日勤・夜勤を合わせて入院患者15人に対して1人以上の看護職員がいます。
  - 精神病棟では精神病棟入院基本料15対1を算定しており、日勤・夜勤を合わせて入院患者15人に対して1人以上の看護職員がいます。
3. 当院では患者負担による付添い看護は認めておりません。
4. 当院は、入院時食事療養Ⅰ・入院時生活療養Ⅰの届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食の場合、午後6時以降）、適温で提供しています。
5. 厚生労働大臣が定める基準に適合している旨、関東信越厚生局長に届けた事項
  - 基本診療料の施設基準
 

* 地域一般入院料3	* 看護配置加算
* 結核病棟15対1入院基本料	* 看護補助加算1
* 精神科療養病棟入院料	* 重症者加算1
* 精神病棟15対1入院基本料	* 療養環境加算
* 後発医薬品使用体制加算2	* 入院時食事療養Ⅰ
* 地域加算（6級地）	* 精神科身体合併症管理加算
  - 特掲診療料の施設基準
 

* 検体検査管理加算Ⅰ	* 脳血管疾患等リハビリテーション科Ⅲ
* 運動器リハビリテーション科Ⅱ	* 呼吸器リハビリテーション科Ⅱ
* 精神科デイケア（小規模）	* 単純CT撮影
* 医療保護入院等診察料	* 精神科作業療法
6. 当院では個室使用料、病衣使用料、電話使用料、紙おむつ代、証明書・診断書料等につきましてその利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしています。